

**【取組の経緯】**

平成27年より、防災・福祉・保健部局で構成する「避難行動支援者連絡会議」を設置し、平常時からの避難行動要支援者の避難支援対策について協議・検討を継続して行っている。  
令和3年に滋賀県より「滋賀モデル」事業の検証にお声がけいただいたことをきっかけに、市職員、保健・福祉専門職、自治会等地域住民を交えて個別避難計画を作成。  
令和4年度からは、市長のリーダーシップのもと、防災部局に「個別避難計画作成推進室」が創設され、関係部局とともに個別避難計画の作成に取り組んでいる。

**【取組を通じた変化】**

担当職員は、作成推進室という統括部局が設置されたことにより、方針決定がしやすくなり、以前よりも円滑に取組を進められるようになった。  
福祉専門職からは、「市から個別避難計画作成を依頼された対象者以外にも、（災害時の避難について）心配な利用者がおられる」という声も一部いただいております、計画作成に前向きな姿勢が感じられる。  
福祉避難の受入協力を依頼した福祉施設からは、利用者以外の受入や移送についても「地域のためにできることがあれば協力したい」との声をいただいた。  
⇒全体を通して、個別にお話する機会があったものについては、取組の必要性をより深くご理解いただき、協力していただくことができた。

**【計画作成時にいただいた言葉】**

計画作成対象者やその家族から「要支援者が体育館等の一般避難所へ避難することは困難で、自分たちが災害時に避難する場所はないと思っていたが、普段通っている特別支援学校や、利用している福祉施設へ避難できることがわかり、とても安心した。」と仰っていただいた。

### 【これまでに行った取組】

- ・市全域（中核市規模）での取組の一斉展開  
⇒市内全域のハザードエリア居住者に対し、計画作成についての同意確認文書を発送
- ・ケアマネジャー等の優先度判定ミスを防ぐための機械学習アルゴリズムの活用  
⇒どのような条件が計画作成の必要性に結びついているのかを分析
- ・福祉施設利用者へアプローチを行い、適切な避難先との結び付けを行う（福祉避難所の拡充）  
⇒日常的に利用している施設等への避難を可能とするため、施設管理者等と協議
- ・従来の市のイベントも活用し、広く市民に個別避難計画作成の広報を行う（意識向上のため）  
⇒対象者自身の同意や、関係者の協力を得るために、取組概要を出前講座等で説明

### 【検討したこと】

- （主に担当専門職がおられないようなケースについて）民生委員と協力した計画作成方法の協議  
⇒もともと民生委員が把握している情報や、避難先や避難支援者の取り決めがされている場合についての取組方針を、市社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会と協議

### 【取組の重点】

- ・対象者自身やその家族にハザードの危険性を理解してもらうこと  
⇒避難情報発令時に避難の必要性があるのかどうか、認識してもらう
- ・対象者自身にご理解・ご納得をいただいたうえで、関係団体と結び付けること  
⇒個人情報扱う取組であるため、丁寧に進めていく必要がある  
検討の段階で共有先を広げすぎると、トラブルにつながる可能性も

**【取組結果】**

- ・今年度計画作成についての同意を確認した対象者数：670名、うち同意者数：206名
- ・専門職に対して個別避難計画作成への協力、対象者の情報提供を依頼した件数：160件
- ・専門職を対象とした研修を令和4年11月15日にオンライン開催した（61事業所、112名が参加）
- ・これまでの個別避難計画作成完了件数：57件（3月末までの提出見込み件数：11件）

**【課題】**

実効性を重視するあまり計画作成そのものが進まなかったことを受けて、市内全域で一斉に**作成を開始**する方針を検討している。

①計画作成に同意された対象者について、行政が把握している情報をすべて印字した計画書を持って、担当の福祉専門職を直接訪問し、計画作成依頼を行う。

②担当福祉専門職は計画書の未記入の箇所を埋めていく。

（避難候補施設や避難支援候補者との取り次ぎが必要な場合は、市が間に入り調整する。）

※避難先や避難支援者、避難手段についての検討が長期化する場合については、その時点での最善策を仮の計画として作成し、その後も継続して取組を進めることとする。

⇒上記ケースについては、対象者を取り巻く状況が変わらなければ、進展が見られないことも少なくない。検討が完了している部分だけでも計画内容を関係機関と共有できれば、避難支援等関係者に当事者の状況を把握してもらうことができる。

（実効性のある避難計画の作成という本来の目的から離れていることは理解しているが、進められる部分を少しでも進めていかなければならないとの考えからこの方向性での推進を検討。）

個別避難計画の作成は、ケースによっては困難かつ責任の重い取組となりますが、福祉専門職、福祉施設関係者の皆様には、日々の業務でお忙しいなか、平常時から災害時の避難について検討することの重要性についてご理解いただき、ご協力いただいています。今年度協力をお願いした際には、前向きに取組への協力をご了承いただける方も多く、大変心強く感じております。

成果が得られたこと（専門職からの協力）

行政側も、専門職等の皆様におかけする負担をなるべく少なくできるよう、どのような方法がよいのか、ご意見をいただきながら、絶えず検討を続けていく必要があると感じました。

また、計画作成を進めていく中で、ご家族や近隣の方にご協力いただくことが難しかったり、どうしても避難手段をご用意できない方もおられました。そういった計画作成が困難な方についても、その時点で進められるところまで取組を進める必要を感じました。

成果が得られなかったこと（計画作成方法の確立）

避難先、避難支援者、避難手段のような、計画の根幹の部分が埋められない場合にも、0か100ではなく、3割、5割、7割・・・と少しでも取組を進めて、なぜ作成完了が難しいのかの理由や、その状況を共有しておくことが重要ではないかと考えています。